

2016年8月19日

滋賀県知事 三日月 大造 様

大津市朝日が丘1-1-3 教文会館

ふるさとをアメリカ軍に使わせない滋賀県連絡会

あいば野日米合同演習に反対する申し入れ

陸上自衛隊幕僚広報室は8月4日、国内における米陸軍との実動訓練（オリエント・シールド）を今月29日から9月21日まで、あいば野演習場及び今津駐屯地で実施する「演習概要」を発表しました。

来演する米陸軍3-25旅団第2-27大隊は、ベトナム戦争やイラク戦争に出動し、そのモットーを「地上に怖いものなし」としている侵略部隊であり、96時間以内に世界のどこへも移動できる高速装甲車・ストライカーのあいば野来演も2012年に続き2回目になります。

また今回の演習は、安倍政権が強行した「安全保障法制（戦争法）」の施行後初めて実施される合同演習になり、昨年改定された「日米軍事協力の指針」により、自衛隊が南スーダン等、海外で戦闘する際に対処すべき役割と戦術を米軍から学ぶもので、私達は強く反対します。

貴職が「防衛問題は国の専管事項」とする立場を捨て、この演習に反対する県民の声に耳を傾け、次の措置をとられるよう申し入れます。

1. 今、防衛省がPKOの自衛隊の任務拡大で検討している「駆け付け警護」や「宿営地共同防護」では、現地の武装勢力等と「殺し・殺される」事態に遭遇する危険が増大することが明白です。

このような事態が発生すれば、平和憲法のもと、これまで一人の戦死者を出さず、また一人の外国人を殺してこなかった、戦後の歴史に重大な汚点を残すものになり、私達は強い危機感を抱いています。

憲法を守り、また県民の生命と安全を守る役割をもつ県知事として、これらPKO法等「安全保障法制」の実施をやめさせ、またこれに繋がる今回の合同演習に反対する意思を表明してください。

2. あいば野における日米合同演習は、1986年以降今回で15回目になります。このような「日米合同演習の常態化」と、陸上自衛隊の日常演習の強化は、地元の高島市民だけでなく滋賀県民全体の、憲法で保障された「平和的生存権」を侵すもので、多くの県民は強い不安感を抱いています。

この県民の不安が的中したのが、昨年7月16日、陸上自衛隊第4施設団の12.7mm重機関銃の射撃訓練中、標的から外れた弾丸が民家の屋根瓦と天井を貫通した「民家被弾事件」であり、今年6月若狭湾で発生した今津駐屯地配属の無人偵察機（小型ヘリコプター）の「行方不明事件」です。

幸いにして、ともに人身被害に至りませんでしたが、これらの事件の真相と要因、再発防止対策を、地元自治体と県民に明らかにするよう、防衛省及び関係当局に求めてください。

3. 昨年の「民家被弾事件」の後、貴職の指名によって知事公室長が立会人として締結された「饗庭野演習場の使用に関する覚書」に基づき、今回の合同演習に関する詳細な日程と内容を、地元自治体及び県民に対して説明するよう要求してください。

また、今回の演習では155mm榴弾砲や74式戦車、ストライカー、UHヘリコプター等が使用され、重大な騒音・振動等の被害の発生が危惧されることから、県職員による監視活動を強めてください。

さらに、報道機関等への「演習公開」の際、県民の代表である県議会議員と県職員を参加させるよう要求し、演習の内容を県民に報告してください。

また、沖縄における米兵や米軍属による不祥事が続発している中で、米兵の動向に県民は強い危機感と関心をもっており、米兵をあいば野演習場の外に絶対出さないよう求めてください。